

実施方針等に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	項	(1)	1)	ア	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	4	1	2	4	(1)	1)		設計及び建設に係るサービス対価	設計及び建設に係るサービス対価のうち建設一時金について、事業者の資金繰りに配慮し、施設の所有権移転時の一括支払ではなく、年度毎の出来高に応じた支払を検討いただけないでしょうか。	検討させていただきます。
2	実施方針	13	2	3	2	(2)	2)		建設企業	建設企業に求める要件において、現時点では人に関する要件は提示されていません。今後、入札説明書等で提示される想定しますが、配置予定技術者につきまして、公園建設業務、建築物建設業務の両方に1名ずつの配置は求めないでいただけないでしょうか。 可能であれば、「建築一式工事」のうちに造成工事が含まれるといった扱いで、建築物建設業務に配置予定技術者を配置するという形にしていただけないでしょうか。 昨今、配置職員の枯渇が非常に顕著で要件次第では取り組みの可否にも関わりますので、何卒ご配慮ください。	建設企業の入札参加資格要件として特定の人員配置を求める予定はありませんが、要求水準書（案）3.1.4.にて規定する各責任者を配置できるよう計画してください。質問に対する回答No.86も参照ください。
3	実施方針	18	3	2					リスク分担 (案) 共通 物価変動	整理No.18 施設供用開始後のインフレ・デフレ（※3） (※3)「維持管理・運営業務では規定する指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定している」との記載がありますが、毎年賃金が大幅に上昇するなかで、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担するのか理由をご教示願います。 少なくとも、例えば、令和12年度（供用開始年度）の指標と令和8年度（管理運営事業者の募集に係る公告及び募集要項等の公表年度）の指標と比して10.0%上昇した場合は、県が物価上昇分10.0%全てを負担していただくようお願いいたします。	質問に対する回答No.35を参照ください。
4	実施方針	18	3	2					リスク分担 (案) 共通 不可抗力	整理No.25 不可抗力による事業者の損害（※5） 整理No.26 不可抗力による第三者の損害（※5） (※5)「不可抗力によるサービス対価の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定している」との記載がありますが、不可抗力の事象に対する事業者の負担（費用）は積算不可につき、通常、事業者の負担は免責されると考えます。ご見解をご教示ください。	質問に対する回答No.34を参照ください。
5	要求水準書（案）	9	1	5	4	(1)	2)		下水道関連施設	インフラ現況図の詳細情報をご教示願いたい。	必要な資料を提供しますので、別途お問い合わせください。
6	要求水準書（案）	10	1	6	4				光熱水費の負担	維持管理・運営業務に係る光熱水費について、特に新設施設に係るものは現段階で試算することが難しいと考えています。 運営開始後数年間は事業提案に基づく支払とするが、以降は実績に応じた改定した金額の支払とするなど、上記課題に配慮していただけないでしょうか。	検討させていただきます。

No.	資料名	頁	章	節	項	(1)	1)	ア	項目名	質問事項	回答
7	要求水準書（案）	13	2	1	3	(1)			拡張エリアにおける料金設定	料金設定の上限目安が表に記載されておりますが、全てが廉価すぎる為、あくまで上限設定は表より3~5倍のアップ率を持つた設定をお願いしたい。特に事業者がインフラ以外を整備して独立採算で運営維持管理するエリア（屋内遊戯場・アウトドアエリア・樹木エリア）においては単独エリアで独立採算が成り立たなければ全体的な負担になりかねないと存じます。	管理運営事業者の募集公告時に示します。
8	要求水準書（案）	15	2	1	3	(2)			既存公園エリアにおける料金設定	自主事業として駐車場の有料化提案は可能でしょうか？	提案は可能ですが、実施の可否等については県と協議するものとします。
9	要求水準書（案）	17	2	2	1	(2)			交流エリア	既存の芝生広場は現状有姿とありますが、丘陵を平坦にとも記載されており、地形形態の変更は可能との理解で宜しいでしょうか？	現状有姿ではなく、雨水貯留機能の向上のため、ウのとおり丘陵部を掘削し平坦とすることを想定しています。
10	要求水準書（案）	17	2	2	1	(2)		ア	大屋根広場	大屋根の下の舗装について、人工芝以外の舗装も可能でしょうか。	原案のとおりとします。
11	要求水準書（案）	17	2	2	1	(3)	2)	キ	大屋根広場	3×3コートについて、計画平面図で大屋根広場の南側にレイアウトされている屋外バスケットボールコートとは別に、大屋根の下に設ける理解でよろしいでしょうか。	3×3コートは、屋外のみに設けることを想定しています。要求水準書（案）に追記します。
12	要求水準書（案）	17	2	2	1	(3)	2)		大屋根広場	大屋根下の人工芝広場の形状について、計画平面図では円形になっておりますが、他設備との兼ね合いや運営上の観点から長方形としてもよろしいでしょうか。	設計・建設事業者の公募に係る入札予定価格の範囲内における変更であることを前提として、可とします。
13	要求水準書（案）	18	2	2	1	(4)	1)		屋外あそび場	「泥んこ池を設けること」とある一方「障がいの有無に関わらず」あそべるように、とのことですですが、障がいによっては、泥んこ遊びによる感染症が懸念されますが、どちらが優先でしょうか。	障がいの方も遊ぶことのできる泥んこ遊びを実施するものとし、感染症が懸念される方は利用を控えるよう、運営上の工夫を求めるものとします。
14	要求水準書（案）	18	2	2	1	(4)	2)	ア	管理棟（サテライト）	「プレイパークエリアの受付、プレーリーダーの待機所」と指定がありますが、利用内容については提案によるものとして頂きたいです。	原案のとおりとします。
15	要求水準書（案）	18	2	2	1	(4)			プレイパークエリア	「大屋根広場エリアに隣接」とありますが、設置位置は、提案できるようにして頂きたいです。	原案のとおりとします。
16	要求水準書（案）	18	2	2	1	(3)	3)		民間活用施設	資料8にかかわらず、設置場所は提案によるものとして頂きたいです。	原案のとおりとします。
17	要求水準書（案）	19	2	2	1	(4)	2)		管理棟（サテライト）	ウ、工、オ、力、キのとおり、管理棟に指定がありますが、管理棟以外に配置する提案を受容頂きたいと思います。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	章	節	項	(1)	1)	ア	項目名	質問事項	回答
18	要求水準書（案）	21	2	2	3	(1)			動線計画	ケ「橋梁の架け替え工事」とありますが、そこから公園までの動線の整備は、事業範囲に含まれませんが、川西市にて実施されるでしょうか。バス等の大型車の通行が困難です。また、ゆるやかなカーブのため、事故の危険があります。また、主要道路から橋までの動線についても、現状では車の通行量が増えた場合には安全性に課題のあると考えます。	橋梁の架け替え工事は川西町にて実施する予定です。主要道路から橋までの動線については、地元協議を踏まえ検討する予定です。
19	要求水準書（案）	23	2	2	3	(5)			駐車場・駐輪場	駐車場配置は各エリアへの隣接配置を原則とし、より合理的な配置提案は可能でしょうか？	各エリアへの隣接配置が遵守されることを前提として、可とします。
20	要求水準書（案）	23	2	2	3	(5)			駐車場・駐輪場	ア「各エリアに隣接した場所に駐車場を設けること」とありますが、この制限をなくして頂きたいです。自然豊かな公園環境の維持と、歩行者との動線を分離し、かつ公園利用者がアクセスしやすい配置を設計したいと考えます。また、渋滞して出口が見えず進まない状況は運転者にストレスを生み、事故を誘発する要因になりますので、公園奥への道路設置は避けたいと考えます。	原案のとおりとします。No.19も参照ください。
21	要求水準書（案）	52	4	2	10	(1)			業務の目的	「修繕は大規模修繕を除く計画修繕、経常修繕をいう」とありますが、大規模修繕と経常修繕をどのように区分するでしょうか。	管理運営事業者の募集公告時に示します。
22	要求水準書（案）	56	5	1	4	(3)			プレイリーダーの配置について	プレイリーダーの配置については、常勤、非常勤を問わず事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	要求水準書（案）	56	5	1	4	(3)			プレイリーダーについて	プレイリーダーの資格要件について記載がありませんが、県が望むプレイリーダー像をお示し頂けますでしょうか？	プレイリーダーには、子どもたちそれぞれの発達段階や価値観に応じて、身体を使った遊びや主体的な遊びを促すとともに、多様な関係性を構築し、すべての人の交流を促進できるような役割を期待します。
24	資料8									資料8を一例とし、これによってエリア区分に制限を設けることなく、より有効な提案ができるようにして頂きたいです。	原案のとおりとします。
25	その他									説明会にてアウトドアエリアに浄水場移転のお話があつたが移転予定年度はまだ未確定であり、また移転後は利用不可になる認識で間違ってないでしょうか。	前段につきましては、アウトドアエリアに浄水場を移転するのではなく、浄化センターの老朽化に伴い、下水施設を設置するものです。 後段につきましては、質問に対する回答No.55を参照ください。
26	その他									現地見学会の際、交流エリアを切土して、雨水貯留能力を増やしたい、というコメントがありましたら、交流エリアは現状から変更は避けたいと考えています。雨水貯留について要求水準があれば、ご教示ください。	現時点では交流エリアの丘陵部を掘削する予定ですが、県が想定する雨水貯留能力を満たすものであれば異なる提案を妨げるものではありません。県が想定する雨水貯留能力は管理運営事業者の公募時に示します。